

契約保証金について

契約締結の際に、契約保証金の納付が必要です。契約金額の10%以上

※契約保証金は履行後返却します。

※契約保証金の金額は、必要に応じて10%を超える額を指定する場合があります。その場合入札案件概要書に記載します。

※低入札案件は、契約保証金の取り扱いが変更となります。詳細はお問い合わせください。

ただし、次の場合は契約保証金（現金）の納付は必要ありません。

1 銀行・前払保証事業会社の契約保証がある場合

2 次の保険等の手続きをした場合

- (1) 履行保証保険（定額てん補）
- (2) 公共工事履行保証（通称：履行ボンド）

3 次のすべての要件を満たす実績がある場合

※契約保証金免除願（実績による免除）を提出してください。

（様式はホームページ契約検査課ダウンロードコーナーにあります。）

- ① 過去2年度において受注し、履行が完了したもの（同種の契約）
※複数年契約は、取扱いが異なりますので、下記を参照してください。
- ② 官公庁・地方公共団体等発注のもの
- ③ 受注金額が今回の契約金額の90%以上のもの（複数の契約実績の合計も可）

複数年契約の案件は、次のいずれかに該当する場合は、③に該当したものと判断する場合があります。

ただし、実際に該当するかどうかは個別に状況を確認し決定しますので、必要があれば事前に契約検査課へお問い合わせください。

○複数年契約で、契約締結後1年以上経過している案件で、本案件の契約金額（税込）の90%以上の金額で締結した実績がある場合（履行中のもの含む）

※履行中の案件を契約実績とする場合は、契約日が過去2年度でなくても、現時点で完了している実績を算出することは可。

※履行が完了したものは、契約日が過去2年度でなくても、直近の過去2年度分の実績を算出することは可。

○本市発注の同一施設における履行実績（発注仕様の大部分が本案件と同じもので、履行期間が概ね同じであるものに限る）を有する場合

○単年度契約の案件については、2年以上連続で同一施設を契約しており、その単年度の契約金額（税込）が、本案件の契約金額（税込）÷契約月数×12で算定した金額の90%以上となる履行実績を有している場合

※工事及び低入札案件は実績による免除はありません。

4. 契約金額が500万円未満となる場合（手続不要）

低入札案件は除く。

大規模工事及び低入札案件については、履行保証保険や履行ボンドの手続きが必須となる場合があります。この場合、契約保証金（現金）の納付などにより不要となることはありません。

契約保証金の取扱いは、海老名市契約規則第41条及び第42条に規定しています。